

## 山形県国民保護協議会の会議の公開の取扱い(案)

- 1 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
  - (1) 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。
  - (2) 一般席の傍聴人の定員は、会議の会場の規模を考慮して会長が定める。  
傍聴人多数ある時は、その人員を制限することができる。
  - (3) 会議を傍聴しようとする者は、指定された席につかなければならない。
  - (4) 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
    - ア 銃器その他危険なものを携帯している者
    - イ 酒気を帯びていると認められる者
    - ウ その他会議場の秩序を乱すおそれがあると会長が認める者
  - (5) 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
    - ア 委員の言論につき評論しないこと
    - イ 妄りに席を離れ又は議事を妨害するような言動を慎しみ静粛にすること
    - ウ その他会議場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと
  - (6) 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
  - (7) 傍聴人が、前(3)から(6)までに違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これは退場させることができる。